



不動産等の 公売広報

入札期間	入札開始：令和7年12月15日（月）9時から 入札締切り：令和7年12月22日（月）17時まで
-------------	--

※入札に必要な書類は入札期間内必着

大阪市財政局

目 次

公売のご案内	-----	1
お問い合わせ先	-----	2
公売財産一覧	-----	3
公売の場所 (入札必要書類の送付先)	-----	4
公売参加の手引	-----	5
公売の概要	-----	12
提出書類について	-----	13
必要書類一覧	-----	17
入札形態ごとの委任状及び本人確認書類例	-----	18
記載例	-----	19
1 提出用封筒	-----	21
2 本人が入札する場合	-----	23
3 代理人が入札する場合	-----	25
4 共同入札の場合	-----	26
5 公売保証金振込通知書兼還付請求書	-----	28
6 委任状	-----	30
7 陳述書	-----	32
公売財産の明細	-----	39

不動産等公売のご案内

入札期間 入札開始：令和7年12月15日（月）9時00分
入札締切り：令和7年12月22日（月）17時00分

公売方法 期間入札

公売場所 「公売の場所」（p. 4）のとおり
(入札必要書類の送付先)

公売保証金納付期限 令和7年12月22日（月）17時00分

公売保証金納付方法 大阪市が指定する口座への銀行振込

開札時間 令和7年12月24日（水）10時15分

開札場所 大阪市梅田市税事務所 第4会議室
〒530-8216
大阪市北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階

売却決定日時 令和8年1月27日（火）11時00分

買受代金納付期限 令和8年1月27日（火）14時00分

買受代金納付方法 大阪市が指定する口座への銀行振込

追加入札の日時等

追加入札期間 入札開始：令和8年1月6日（火）9時00分
入札締切り：令和8年1月13日（火）17時00分

開札時間 令和8年1月15日（木）10時15分

開札場所 大阪市梅田市税事務所 第4会議室
〒530-8216
大阪市北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階

売却決定日時 令和8年2月12日（木）11時00分

買受代金納付期限 令和8年2月12日（木）14時00分

注 意 事 項

- 1 公売財産の「所在図」等は公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。
また、大阪市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。
- 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、本市は一切の責任を負いません。
- 3 今回の公売広報に掲載されている公売財産について、公売を中止している場合がありますので、入札前に公売中止の有無について、大阪市財政局税務部収税課〔電話番号(06)6208-7781〕までお問い合わせください。
- 4 特段の事情により、売却決定日時及び買受代金納付期限を変更（延長）する場合があります。

お 問 い 合 わ せ 先

売却区分	事務所名	電話番号
41-1	大阪市梅田市税事務所 収納対策担当	(06)4797-2914

不動産等公売財産一覧

売却区分 番号	市税事務所	見積価額 (円)	公売保証金 (円)	所在	種別	土地面積 (登記簿上:m ²)	建物面積 (登記簿上:m ²)
41-1	梅田	2,550,000	300,000	大阪市淀川区木川西一丁目 16番地65	宅地・居宅	62.77	1階 42.41 2階 38.52

公売の場所

(入札必要書類の送付先)

売却区分番号	事務所名	場所
41-1	大阪市梅田市税事務所 収納対策担当	〒530-8216 大阪市北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階

不動産等公売参加の手引

公売参加資格	<p>1 公売保証金(後述の「公売保証金」の項目参照)を提供すれば、原則どなたでも公売に参加することができます。</p> <p>ただし、公売場所への入場、入札等を制限されている者(国税徴収法第92条、第108条参照)は公売に参加することはできません。</p> <p>2 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。なお、法人の代表権限を有しない方(従業員など)がその法人のために入札手続を行う場合にも、代表権限を証する委任状が必要です。</p> <p>また、共同で入札する場合には、「共同入札申出書兼共同入札代表者届書」及び共同入札者全員分の委任状を提出してください。</p> <p>3 入札する方は、暴力団員等(国税徴収法第99条の2参照)に該当しない旨の陳述書の提出が必要です。</p> <p>なお、提出された陳述書の内容については、指定許認可等を受けていることを証する書類の提出があった場合を除き、国税徴収法第106条の2に基づき、暴力団員等に該当するか否かについて、大阪府警に調査の嘱託をします。</p>
入札等の手続き	<p>1 公売への参加を希望される方は、売却区分に対応する市税事務所収納対策担当、収納対策特別チーム及び市債権回収対策室(p.2の「お問い合わせ先」参照。以下、市税事務所等とする。)へ電話又は来所していただき、参加希望の旨をお伝えください。</p> <p>共同で入札する場合は、その旨及び共同入札代表者名をお申し出ください。</p> <p>市税事務所等より、公売保証金受入口座や今後の手続きについてご案内します。</p> <p>2 入札必要書類の様式は大阪市のホームページからダウンロードできます。</p> <p>ダウンロードする事が難しい場合は、郵送または手交いたします。</p> <p>3 公売保証金納付後、入札必要書類を入札期間内に市税事務所等宛に郵送又は持参により提出してください。</p> <p>4 入札書は入札期間内必着です。入札開始前及び入札締切り後に到着した入札書は無効となりますので、郵送により提出する場合は、所要の日数を見込んでください。</p>

(次頁へ続く)

	<p>5 入札必要書類に記載する住所及び氏名は、個人の場合は住民基本台帳に記載されている住所および氏名を、法人の場合は、商業登記上の本店所在地および商号を記載してください。</p> <p>6 金額を訂正した入札書は無効としますので、記載金額に誤りがある場合には訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。 なお、同一人が重複して2枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効としますので留意してください。</p> <p>7 いったん入札した入札書は、入札期間内であっても引換え、変更または取消しをすることができません。</p> <p>8 入札必要書類に不備がある場合は、当該書類を返却し、再度ご提出いただくこととなりますので、入札必要書類を作成される際は、大阪市ホームページ「不動産等公売(期間入札)に参加する際の注意事項」及び公売広報をよくご確認のうえ、記載誤り及び記載漏れのないようご注意ください。 なお、入札締切りまでに補正がなされない場合、入札が無効となります。</p> <p>9 入札書の受領等に関する状況について、電話によるお問合せには応じていません。</p> <p>10 提出書類等の詳細については「入札に係る提出書類について」(p.13)をご確認ください。</p>
--	---

公 売 保 証 金	<p>1 公売保証金を提供した後でなければ入札できません。 なお、公売保証金の金額については「公売財産の明細」(p.39から)の「公売保証金」の欄をご覧ください。</p> <p>2 売却区分番号ごとに定められた公売保証金額を公売保証金納付期限までに大阪市が指定する保証金受入口座へ銀行振込により納付してください。 納付の際の注意事項は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 複数の公売財産に入札される場合は、売却区分ごとに公売保証金をお振込みください。 ② 振込時には、振込名義人の前に売却区分番号を入力してください。 (例) 「44-1 大阪 太郎」 (入札者名) ③ 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。 公売保証金振込者と入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。 ④ 公売保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。 ⑤ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、必ず市税事務所等にご連絡いただき、改めて買受申込予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。 なお、本市に誤って振り込まれた公売保証金につきましては、後日返還いたします。 ⑥ 公売保証金納付期限までに公売保証金の着金が確認できない場合には、入札は無効となりますので、振込はなるべく「電信」又は「至急扱い」で行ってください。 ⑦ 入金処理の必要があるため、事前に納付予定日を、納付完了後は速やかに納付完了の旨を市税事務所等へ連絡してください。 ⑧ 振込手数料は公売参加者の負担となります。 ⑨ 領収証書の発行は行いません。
開 札	<p>1 開札は公売公告に記載した日時及び場所で行います。入札者は開札に立ち会うことができます。入札者またはその代理人が開札の場所に出席しないときは、市役所職員立会いのもとで開札します。</p> <p>2 開札の立会いを希望される場合は、開札前日までに市税事務所等へご連絡ください。</p>

最高価申込者の決定	<p>1 入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額の入札者を最高価申込者(落札者)とします。</p> <p>2 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額である場合)は、これらの者の間で追加入札(次の「追加入札」の項目参照)を行い、追加入札の最高価額がなお同額であるときは、くじで最高価申込者を決定します。 入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わないものがあるときは、公売事務を担当していない職員がその者に代わってくじを引きます。</p> <p>3 最高価申込者の方が開札の場所にないときは、決定内容について、市税事務所等から電話等により連絡します。</p>
追加入札	<p>1 追加入札は、期間入札の方法で行います。追加入札の日程等については、「不動産等公売のご案内」(p.1)をご確認ください。</p> <p>2 追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。 当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき又は追加入札をすべきものが入札をしなかったときは、国税徴収法第108条により公売保証金を没収し、今後2年間は公売への参加及び開札会場への入場を制限する形となります。</p>
次順位買受申込者の決定	<p>1 今回の公売は、次順位買受申込者の制度(国税徴収法第104条の2参照)を利用することができます。</p> <p>2 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。)で入札した者から次順位による買い受けの申し込みがあった場合にその入札者を次順位買受申込者とします。 なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。入札者又はその代理人が開札の場所にない又はくじを行わないものがあるときは、公売事務を担当していない職員がその者に代わってくじを引きます。</p> <p>3 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買い受けの申込を取り消した場合(「買受申込の取り消し」の項参照)または最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等(「売却決定の取り消し等」の項参照)に限り、売却決定を受け、公売財産を買い受けることができます。</p> <p>4 次順位買受申込者の方が開札の場所にないときは、決定内容について、市税事務所等から電話等により連絡します。</p>

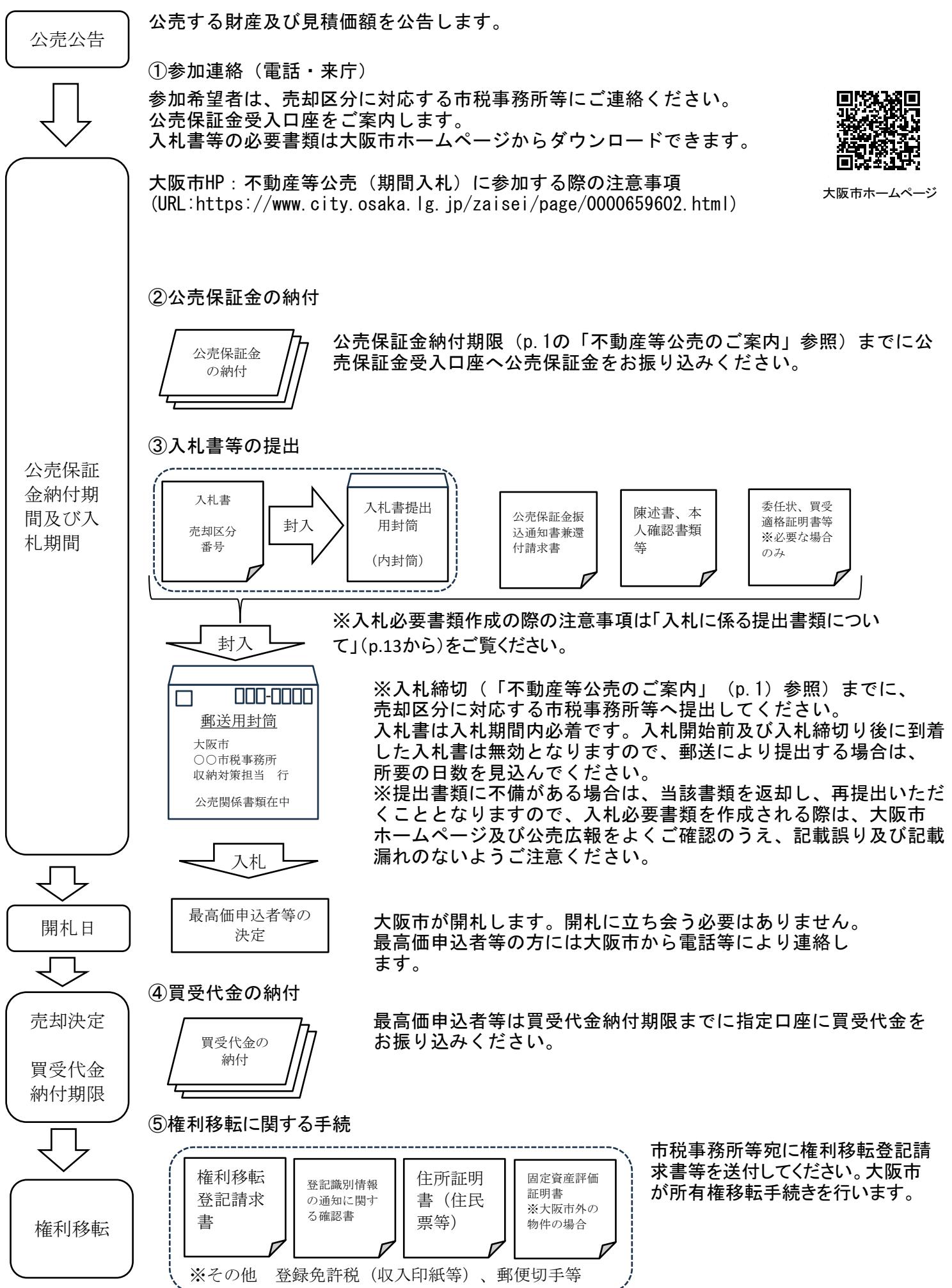
最高価申込者の決定または次順位買受申込者の決定の取り消し	<p>1 最高価申込者または次順位買受申込者の決定の前後に関わらず、売却決定期までに、滞納者が滞納金額を完納したときは、その申込者の決定を取り消します。</p> <p>2 最高価申込者または次順位買受申込者等が暴力団員等である、または、法人でその役員のうちに暴力団員等に該当するものがあると認める場合は、国税徴収法第108条第5項の規定によりその申込者の決定を取り消します。</p>
買受申込の取り消し	<p>公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合(地方税法第19条の7等参照)には、最高価申込者および次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込を取り消すことができます。</p>
売却決定	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、最高価申込者が買い受けの申し込みを取消した場合等(「次順位買受申込者の決定」の項の3参照)における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p> <p>また、指定した売却定期までに最高価申込者または次順位買受申込者等が暴力団員等に該当するか否かについて、国税徴収法第106条の2に規定する調査の嘱託の結果が明らかでない場合は、その結果が明らかになった日に売却決定を行います。売却決定通知書は、買受代金の納付後に交付します。</p>
売却決定の取り消し等	<p>1 最高価申込者または次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込や公売の実施を妨げる行為があった場合等(国税徴収法第108条参照)には、これらの者に対する最高価申込者の決定または次順位買受申込者の決定を取り消します。</p> <p>2 売却決定を受けた者が公売財産の買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。</p> <p>3 売却決定に基づく買受代金を納付するときまでに、滞納者が滞納金額を完納したときは、その売却決定を取り消します。</p>
適格請求書(インボイス)の交付	<p>公売財産が適格請求書(インボイス)発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付します。</p> <p>なお、交付の対象となる場合は、「公売財産の明細」(p.39から)に記載しています。</p>

公売保証金の返還	<p>1 最高価申込者および次順位買受申込者以外の入札者が提供した公売保証金は、公売終了後に返還します。</p> <p>2 公売保証金の返還方法は、入札者が入札時に提出した「公売保証金振込通知書兼還付請求書」において指定した預金口座への振込みです。入札者等(公売保証金納付者)名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還は、開札日以降、3週間を要します。</p> <p>3 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後(次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後)に返還します。</p>
公売保証金の 帰属等	<p>1 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、入札者が入札時に提出した「公売保証金振込通知書兼還付請求書」に基づき、買受代金の一部に充当します。</p> <p>2 買受人が、買受代金を納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の提供した公売保証金は滞納者の滞納税に充当します。なお、残余があるときはこれを滞納者に交付します。</p> <p>3 ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。</p>
権利移転の時期等	<p>1 買受代金の金額を納付したときに公売財産を取得します。</p> <p>2 買受代金の完納後、公売財産は買受人の所有となりますから、公売財産のき損、焼失等による損害は買受人が負担することになります。なお、農地等の危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の若しくは届出の受理があったときです。</p>

権利移転手続き

- 1 買受代金の納付後に本市が権利移転手続(不動産の登記手続等)を行いますので、手続に伴う必要書類を提出してください。
必要書類は以下のとおりです。
 - ① 住民票の写し(個人番号の記載がないもの)または、法人の登記事項証明書(代表者事項証明書を含む)
 - ② 市町村発行の固定資産評価証明書(大阪市外の物件の場合)
 - ③ 登録免許税相当額の収入印紙または当税納付済の領収証書
 - ④ 登記関係書類の送付に要する郵送料(切手)
 - ⑤ 登記識別情報の通知に関する確認書
 - ⑥ 公売財産が「農地等」の場合には、農業委員会又は都道府県知事の発行する農地法許可書若しくは受理通知書
- 2 公売財産の権利移転に伴う登録免許税、郵送料等の費用、買受人の負担となります。
- 3 大阪市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。
話し合いがつかない時は民事訴訟によらなければならないこともあります。

公売(期間入札)の概要



入札に係る提出書類について

入札書等必要書類の準備

入札書その他必要書類は大阪市のホームページ内の「不動産等公売(期間入札)に参加する際の注意事項」のページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、市税事務所等へ必要書類を請求してください。

大阪市HP: 不動産等公売(期間入札)に参加する際の注意事項
(URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000659602.html>)



大阪市ホームページ

入札期間 【期間内必着】	「不動産等公売のご案内」(p.1)参照 ※入札期間外に到着した入札書は無効となります
入札方法	<p>1 郵送 「郵送用封筒(外封筒)」を、市税事務所等宛に郵送してください。郵送方法については、入札者が「書留、簡易書留、特定記録郵便」の内から任意に選択してください。 入札必要書類の送付先は「公売の場所(入札必要書類の送付先)」(p.4)のとおりです。</p> <p>2 持参 「郵送用封筒(外封筒)」を、市税事務所等の開庁時間内に 直接お持ちください。</p>

書類名	作成要領
郵送用封筒 (外封筒)	<p>郵送用封筒(外封筒)は、入札必要書類を封入し、提出するための封筒です。 郵送用封筒(外封筒)の様式を印刷し、適宜の封筒に貼付の上、売却区分に対応する市税事務所等へ提出してください。 なお、複数の公売財産に対し入札される場合は、売却区分に対応する市税事務所等ごとに、入札必要書類を提出してください。</p>
入札書提出用封筒 (内封筒)	<p>入札書提出用封筒(内封筒)は、期間入札による公売に付された公売財産に対する入札書を封入し、提出するための封筒です。入札書提出用封筒(内封筒)の様式を印刷し、適宜の封筒に貼付の上、送用封筒(外封筒)に封入し、売却区分に対応する市税事務所等へ提出してください。 なお、一つの入札書提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書提出用封筒(内封筒)を作成し、それぞれ入札書を封入してください。 入札書提出用封筒(内封筒)は必ず糊付けして封をしてください。 入札書提出用封筒(内封筒)の封がされていない場合、入札は無効とします。</p>

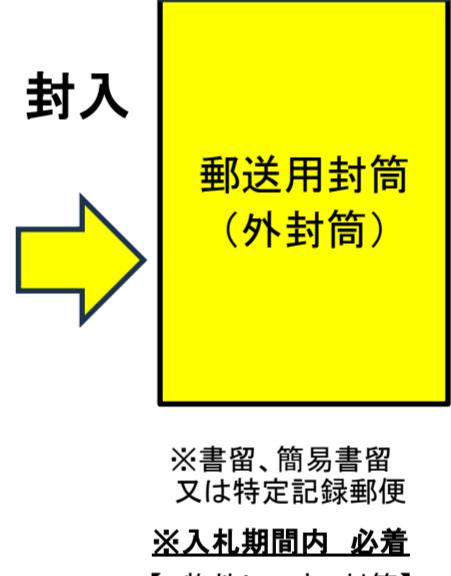
書類名	作成要領
必ず提出いただく書類	<p>入札書は必要事項を記載して、入札書提出用封筒(内封筒)に封入してください。</p> <p>入札書を作成する際には以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地及び商号を記載してください。 ② 入札書を作成する際は、ペン又はボールペンを必ず使用し、鉛筆は用い不得ください。 ③ 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引き換え、変更及び取消できません。記載誤りや記載漏れ(売却区分番号、￥マークなど)がないように作成してください。 ④ 入札書を書き損じた場合は、訂正せず新たな入札書を使用してください。 ⑤ 共同で入札する場合は、入札書(共同入札用)を使用してください。 ⑥ 入札書提出用封筒(内封筒)は必ず糊付けして封をしてください。入札書提出用封筒(内封筒)の封がされていない場合、入札は無効とします。 ⑦ 入札書の記入すべき事項に漏れがある又は記載された事項が判読できない場合、入札は無効とします。 ⑧ 入札書提出用封筒(内封筒)は、入札書だけを封入してください。入札書以外の書類を封入した場合には、入札が無効とします。 ⑨ 入札書は同一売却区分番号の物件に2枚以上入札することはできません。2枚以上入札された場合の入札は、すべて無効とします。 ⑩ 複数の売却区分の入札書を同じ入札書提出用封筒に封入した場合、すべて無効とします。
返信用封筒	入札書提出用封筒を受領した後、当市から「入札書提出用封筒受領証」を郵送しますので、返信用封筒(110円切手貼付)を郵送用封筒(外封筒)へ封入してください。
公売保証金振込通知書兼還付請求書	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売保証金納付後、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「金融機関の証明書(振込金受取書)」の写しを貼付し、必要事項を記載の上、郵送用封筒(外封筒)に封入してください。 なお、インターネットによる振込のため、「金融機関の証明書(振込金受取書)」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を「金融機関の証明書(振込金受取書)」とみなしますので、当該画面を印刷し、市税事務所等に提出してください。 2 公売保証金振込通知書兼還付請求書に記入した口座の通帳の写し等(金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるもの)を添付してください。

書類名	作成要領
必ず提出いただく書類	<p>1 ①入札をしようとされる方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない旨、②自己の計算において入札させようとされる方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨の陳述書を郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>また、入札者等が法人の場合は、法人の役員を証する書面(法人の登記事項証明書の写し等)、入札者等が宅地建物取引業又は債権管理回収業の業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>2 「陳述書」の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分に入札する場合は売却区分ごとに「陳述書」が必要となります。</p> <p>3 必ず提出していただく書類は以下のとおりです。</p> <p>(個人) 陳述書(個人用) (法人) ・陳述書(法人用) ・入札者等(法人)の役員に関する事項</p> <p>4 共同で入札する場合は、共同入札者全員の「陳述書」を提出してください。</p> <p>5 代理人が入札する場合には、本人の「陳述書」が必要です。</p>
入札者の本人等確認資料	<p>郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>(個人)本人確認書類の写し (法人)登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し及び代表者の本人確認書類の写し 詳細については、「委任状及び本人確認書類例」(p.18)をご確認ください。</p>

書類名	作成要領
代理人又は法人の代表権限を有しない方が入札する場合	
委任状	<p>必要事項を記載の上、郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>なお、法人の代表権限を有しない方(従業員など)がその法人のために入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。</p> <p>委任状は委任者ご本人が自署してください。個人の場合は、委任者の押印は不要です。</p> <p>法人の場合、委任者の氏名(会社名及び代表者名等)は記名(ゴム印等)でも差し支えありませんが、押印は必要になりますので、必ず登録してある代表者印を押印してください。</p>
共同で入札する場合	
共同入札申出書兼共同入札代表者届出書	<p>必要事項を記載の上、郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>共同入札者各人の住所および氏名または名称を連署してください。</p>
共同入札者全員分の委任状	<p>共同入札者全員分の委任状及び本人確認書類の写し又は法人の登記事項証明書の写しを郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>委任状は委任者ご本人が自署してください。個人の場合は、委任者の押印は不要です。</p> <p>法人の場合、委任者の氏名(会社名及び代表者名等)は記名(ゴム印等)でも差し支えありませんが、押印は必要になりますので、必ず登録してある代表者印を押印してください。</p>
公売財産が農地等の場合	
買受適格証明書	郵送用封筒(外封筒)に封入してください。
自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合	
自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項	<p>自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者)がある場合、必要事項を記載の上、郵送用封筒(外封筒)に封入してください。</p> <p>自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」をご提出ください。</p>

入札書等の必要書類一覧

		提出書類	チェック
① 入札書関係	必須	<p>※共同入札の場合は共同入札用の入札書を使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書だけを封入してください。 ・複数の入札書を入れないでください。 ・糊付けして封をしてください。 <input type="checkbox"/>
	(必須書類に加えて必要) 共同入札の場合	<p>※共同入札者全員からの「委任状」が必要。</p> <p>※入札書提出用封筒(内封筒)に入れず、郵送用封筒(外封筒)へ封入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
② 返信用封筒	必須	<p>返信用封筒(110円切手貼付)</p>	<input type="checkbox"/>
③ 公売保証金関係	必須	<p>貼付</p>	<input type="checkbox"/>
④ 陳述書関係書類	個人の場合		
	法人の場合	<p>※共同入札の場合、共同入札全員分の陳述書等が必要</p>	<input type="checkbox"/>
自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合 (必須書類に加えて必要)			
		<p>※自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合</p>	<input type="checkbox"/>
指定許認可等を受けている場合 (必須書類に加えて必要)		<p>※宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合 (例1)宅地建物取引業者の免許証の写し (例2)債権管理回収業者の許可証の写し</p>	
			<input type="checkbox"/>
⑤ 代理人の場合 本人確認書類 及び 委任状	必須	<p>P18【入札形態ごとの委任状及び本人確認書類例】のとおり</p> <p>※入札形態(単独又は共同入札)や代理人の有無により異なります。</p>	<input type="checkbox"/>
農地の場合			<input type="checkbox"/> 該当のみ



※書留、簡易書留
又は特定記録郵便
※入札期間内 必着
【1物件につき1封筒】

【入札形態ごとの委任状及び本人確認書類例】

入札形態			提出書類	
必須書類			<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し	
A 個人 <small>(代理人が個人に加えて必要とする場合)</small>	代理人が個人	<input type="checkbox"/> 本人からの委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(個人)の本人確認書類の写し		
	代理人が法人 <small>※代理法人の代表者が手続き</small>	<input type="checkbox"/> 本人からの委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(法人)の登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し <input type="checkbox"/> 代理人(法人)の代表権限を有する者の本人確認書類の写し		
	必須書類			
	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し <input type="checkbox"/> 代表者の本人確認書類の写し			
B 法人 <small>(代理人が法人に加えて必要とする場合)</small>	代理人が個人 <small>※代表者以外は従業員も代理人扱いとなります。</small>	<input type="checkbox"/> 代表権限を有する者から代理人(個人)への委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(個人)の本人確認書類の写し		
	代理人が法人 <small>※代理法人の代表者が手続き</small>	<input type="checkbox"/> 代表権限を有する者から代理人(法人)への委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(法人)の登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し <input type="checkbox"/> 代理人(法人)の代表権限を有する者の本人確認書類の写し		
	必須書類			
	<input type="checkbox"/> 共同入札代表者の本人確認書類の写し			
C (共同入札代表者が個人) <small>(代理人が個人に加えて必要とする場合)</small>	代理人が個人	<input type="checkbox"/> 共同入札者全員から共同入札代表者への委任状 <input type="checkbox"/> 共同入札者全員の本人確認書類の写し※ <small>※法人については登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し及び代表権限を有する者の本人確認書類の写しが必要</small>		
		<input type="checkbox"/> 共同入札代表者から代理人(個人)への委任状		
	代理人が法人 <small>※代理法人の代表者が手続き</small>	<input type="checkbox"/> 代理人(個人)の本人確認書類の写し		
		<input type="checkbox"/> 共同入札代表者から代理人(法人)への委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(法人)の登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し <input type="checkbox"/> 代理人(法人)の代表権限を有する者の本人確認書類の写し		
	必須書類			
D (共同入札代表者が法人) <small>(代理人が法人に加えて必要とする場合)</small>	代理人が個人	<input type="checkbox"/> 共同入札代表者の法人の登記事項証明書(最新のもの)の写し <input type="checkbox"/> 法人代表者の本人確認書類の写し		
		<input type="checkbox"/> 共同入札者全員から共同入札代表者への委任状 <input type="checkbox"/> 共同入札者全員の本人確認書類の写し※ <small>※法人については登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し及び代表権限を有する者の本人確認書類の写しが必要</small>		
	代理人が法人 <small>※代理法人の代表者が手続き</small>	<input type="checkbox"/> 共同入札代表者から代理人(個人)への委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(個人)の本人確認書類の写し		
		<input type="checkbox"/> 共同入札代表者から代理人(法人)への委任状		
		<input type="checkbox"/> 代理人(法人)の登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し <input type="checkbox"/> 代理人(法人)の代表権限を有する者の本人確認書類の写し		
<small>※自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合</small>		<input type="checkbox"/> 自己の計算において入札等をさせようとするものの本人確認書類の写し (個人の場合:免許証等の写し) (法人の場合:法人の登記事項証明書(最新の情報を確認できるもの)の写し及び代表者の本人確認書類の写し)		
<small>※自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせる場合</small>				

【本人確認書類について】

個人の場合、住所、氏名及び生年月日記載のマイナンバーカード、運転免許証等の公的機関発行の証明等の写しを送付(又は持参)してください。

法人代表者の場合には、商業・法人登記事項証明書(代表者事項証明書を含む)の写し及び代表者の本人確認書類の写しを送付(又は持参)してください。

※公売の入札の際にはマイナンバー(個人番号)は不要ですので、マイナンバーの記載のない書類を送付(又は持参)してください。

記載例

1 提出用封筒

郵送用封筒(外封筒)

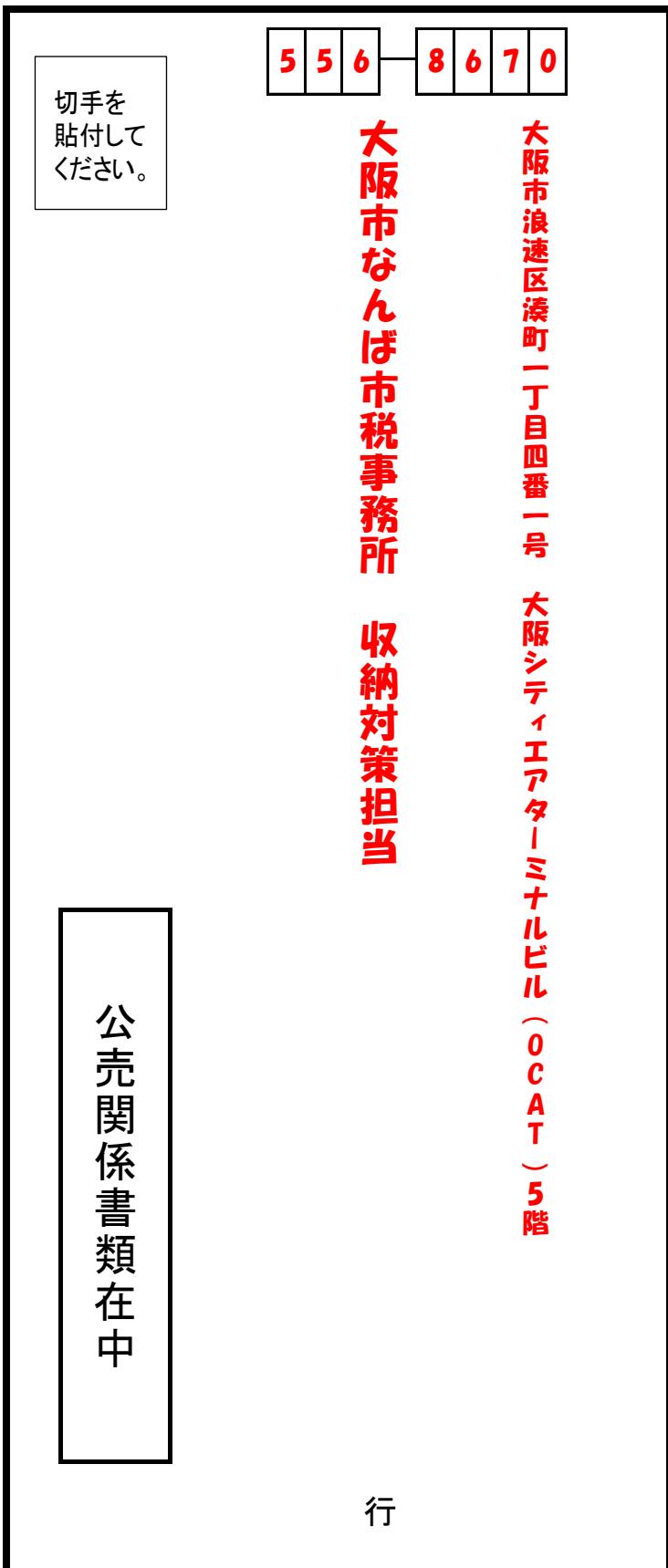
外側の実線を切り取って、適宜の封筒に貼付の上、売却区分に対応する市税事務所等へ提出してください。
なお、複数の公売財産に対し入札される場合は、売却区分に対応する市税事務所等ごとに、入札必要書類を提出してください。

(おもて)

（）

(うら)

（）



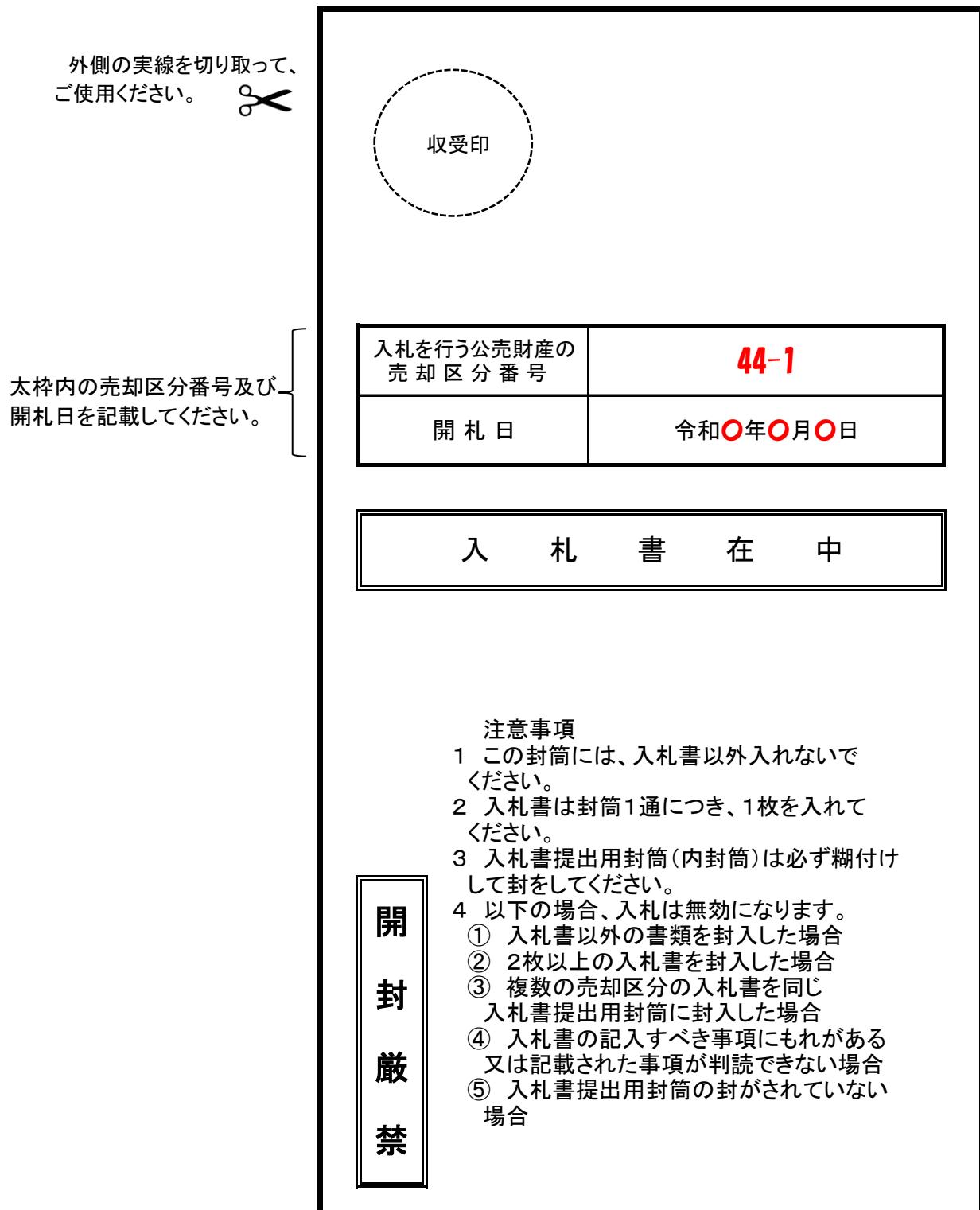
▼提出物の確認にお使いください。		
	確認	提出していただくもの
共通	<input checked="" type="checkbox"/>	入札書 (必ず入札書提出用封筒に封入してください。)
	<input checked="" type="checkbox"/>	公売保証金振込通知書兼還付請求書及び通帳の写し等
	<input checked="" type="checkbox"/>	陳述書(別紙含む)
	<input checked="" type="checkbox"/>	(個人)入札者の本人確認書類の写し (法人)登記事項証明書の写し及び 代表者の本人確認書類の写し
	<input checked="" type="checkbox"/>	返信用封筒 (110円切手貼付)
必要な場合	<input type="checkbox"/>	(陳述書に記載の者が下記業者の場合) ・宅地建物取引業者の免許証の写し ・債権管理回収業者の許可証の写し
	<input type="checkbox"/>	共同で入札する場合
	<input type="checkbox"/>	共同入札申出書兼共同入札代表者届出書
	<input type="checkbox"/>	共同入札代表者への委任状 (共同入札代表者を除く共同入札者全員分)
	<input type="checkbox"/>	(共同入札者に個人がいる場合) 共同入札者全員の全員の本人確認書類の写し
	<input type="checkbox"/>	(共同入札者に法人がいる場合) ・入札者等(法人)の役員に関する事項 ・登記事項証明書の写し及び 代表者の本人確認書類の写し
	<input type="checkbox"/>	代理人が入札する場合
	<input type="checkbox"/>	委任状及び代理人の本人確認書類の写し
	<input type="checkbox"/>	(代理人が個人の場合) 委任者の本人確認書類の写し
	<input type="checkbox"/>	(代理人が法人の場合) ・入札者等(法人)の役員に関する事項 ・登記事項証明書の写し及び 代表者の本人確認書類の写し
公売財産が農地等の場合		
<input type="checkbox"/> 買受適格証明書		
差出人		
(住所または所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20		
(氏名または名称) 大阪 太郎		
(連絡先) 電話番号: ××-××××-××××		
現金・小切手の同封厳禁!		

1 提出用封筒

入札書提出用封筒(内封筒)

入札書提出用封筒(内封筒)は、期間入札による公売に付された公売財産に対する入札書を封入し、提出するための封筒です。外側の実線を切り取って、適宜の封筒に貼付の上、郵送用封筒(外封筒)に封入し、売却区分に対応する市税事務所等へ提出してください。

なお、一つの入札書提出用封筒(内封筒)に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書提出用封筒(内封筒)を作成し、それぞれ入札書を封入してください。



2 本人が入れする場合

(1) 入札者が個人の場合の入札書

入 札 書

下記のとおり入札します。

入札者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1-3-20									
	フリガナ	オオサカ タイリョウ					連絡先 (電話番号)				
	氏名 (名称)	大阪 太郎					××-××××-×××				
代理人	住所 (所在地)										
	フリガナ						連絡先 (電話番号)				
	氏名										
売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。 例：12-3											
入札価額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

【注意事項】

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 文字は工政への鮮明に、数字はアラビア数字（1, 2, 3等）を使用してください。
- 3 「¥」または「金」の文字をつける。
- 4 金または「¥」の文字を付けてください。
- 5 書き損したときは、訂正をしないで新しい入札書を作成してください。
- 6 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- 7 入札価額は見積価額以上の金額を記載してください。
- 8 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 9 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 10 次順位買受申込資格者及び適格請求書の発行を希望される方について、入札書下部のチェック欄に「○」の記載があった入札者のみ該当とします。

●次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて

次順位買受申込みをします。

適格請求書の発行について

該当事項に○をつけてください。

適格請求書の発行を希望します。

※公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がない場合、上記□内に○をつけても適格請求書の交付はできません。

以下、本市記載欄

売却決定決議書

令和 年 月 日

課長				

落札決議書

令和 年 月 日

課長				

1. 最高価申込者として決定する。
2. 次順位買受申込者として決定する。
3. 他に最高価申込者がある。
4. 見積価額に達しない。

2 本人が入れする場合

(2) 入札者が法人の場合の入札書

入 札 書

下記のとおり入札します。

入 札 者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1-3-20										
	フリガナ	コウト 伊シカワ シカ シヤ オサカ タケル										連絡先 (電話番号)
	氏名 (名称)	公売参加株式会社 代表取締役 大阪 太郎										××-××××-×××
代理 人	住所 (所在地)											
	フリガナ											連絡先 (電話番号)
	氏名											
売却区分番号の数字は、 アラビア数字で明確に記載してください。											12-3	
入 札 価 額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	元	
		¥	1	0								

【注意事項】

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 文字は工政への鮮明に、数字はアラビア数字（1, 2, 3等）を使用してください。
- 3 「¥」または「金」の文字をつける。
- 4 金または「¥」の文字を付けてください。
- 5 書き損したときは、訂正をしないで新しい入札書を作成してください。
- 6 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- 7 入札価額は見積価額以上の金額を記載してください。
- 8 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 9 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 10 次順位買受申込資格者及び適格請求書の発行を希望される方について、入札書下部のチェック欄に「○」の記載があった入札者のみ該当とします。

●次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて

次順位買受申込みをします。

適格請求書の発行について

適格請求書の発行を希望します。

※公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がない場合、上記□内に○をつけても適格請求書の交付はできません。

以下、本市記載欄

売 却 決 定 決 議 書

令和 年 月 日

課長				

落 札 決 議 書

令和 年 月 日

課長				

1. 最高価申込者として決定する。
2. 次順位買受申込者として決定する。
3. 他に最高価申込者がある。
4. 見積価額に達しない。

3 代理人が入札する場合

代理人が入札する場合の入札書

入 札 書

下記のとおり入札します。

入 札 者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1-3-20							
	フリガナ	オオサカ タケル				連絡先 (電話番号)			
	氏名 (名称)	大阪 太郎				××-××××-×××			
代理 人	住所 (所在地)	大阪市浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル (OCAT) 5階							
	フリガナ	ナンブ ハナコ				連絡先 (電話番号)			
	氏名 (名称)	難波 花子				△△-△△△△-△△△△			
売却区分番号	12-3 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 入札価額 ¥ 1 0 0 0 0 0 0 0								

売却区分番号の数字は、
アラビア数字で明確に記載してください。

12-3

【注意事項】

- 1 入札書は売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 文字は工政への鮮明に、数字はアラビア数字（1, 2, 3等）を使用してください。
- 3 「¥」または「金」の文字をつける。
- 4 「金」または「¥」の文字を付けてください。
- 5 書き損したときは、訂正をしないで新しい入札書を作成してください。
- 6 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- 7 入札価額は見積価額以上の金額を記載してください。
- 8 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 9 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 10 次順位買受申込資格者及び適格請求書の発行を希望される方について、
入札書下部のチェック欄に「○」の記載があった入札者のみ該当とします。

●次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて

次順位買受申込みをします。

適格請求書の発行について

適格請求書の発行を希望します。

該当事項に○をつけてください。

※公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がない場合、上記□内に○をつけても
適格請求書の交付はできません。

以下、本市記載欄

売却決定決議書

令和 年 月 日

課長				

落札決議書

令和 年 月 日

課長				

1. 最高価申込者として決定する。
2. 次順位買受申込者として決定する。
3. 他に最高価申込者がある。
4. 見積価額に達しない。

4 共同代表者が入れする場合

(1) 入札書(共同入札用)

入 札 書 (共 同 入 札 用)

下記のとおり入札します。

共同 入札 代表者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1-3-20									
	フリガナ	材物 知り									連絡先 (電話番号)
	氏名 (名称)	大阪 太郎									××-××××-××××
代理人	住所 (所在地)										
	フリガナ										連絡先 (電話番号)
	氏名										
売却区分番号の数字は、 アラビア数字で明確に記載して ください。 売却区分番号											
入札 価額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
		¥	1	0	0	0	0	0	0		

【注意事項】

「¥」または「金」の文
字をつける。

- 1 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 2 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 3 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 4 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 5 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 6 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 7 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 8 入札書に記載する住所および氏名は、個人の場合は住民基本台帳または外国人登録に記載されている住所地および氏名を、法人の場合は、商業登記簿上の本店所在地および商号を記載してください。
- 9 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 10 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 11 次順位買受申込資格者を希望される方について、入札書下部のチェック欄に「○」の記載があった入札者のみ該当とします。

●次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて



次順位買受申込みをします。

該当事項に○をつ
けてください。

以下、本市記載欄

売 却 決 定 決 議 書

令和	年	月	日	
課長				

落 札 決 議 書

令和	年	月	日	
課長				

1. 最高価申込者として決定する。
2. 次順位買受申込者として決定する。
3. 他に最高価申込者がある。
4. 見積価額に達しない。

4 共同代表者が入札する場合

(2) 「共同入札申出書兼共同入札代表者届出書」

大阪市公告	第 ○ 号	売却区分	○○一○○
-------	-------	------	-------

大 阪 市 長 様

この番号は誤りのないように記載してください

共同入札申出書兼 共同入札代表者届出書

上記の公売に係る物件の入札にあたり、次のとおり共同入札いたします。

なお、(氏名) □□ ●○○ を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

共同入札代表者の氏名を記載してください

令和 ○年 ○月 ○日

共同入札者

- 個人の場合は住民票等の住所、氏名を記載してください
- 法人の場合は商業登記上の住所、氏名（名称）を記載してください

住 所	姓 名	持 分	電 話 番 号	適 格 請 求 書 (インボイス)	備 考
△△市〇〇区〇●1丁目10番30号	□□ ●○○	1/2	06-0000-0000	<input checked="" type="checkbox"/> 交付希望	共同入札代表者
△△市〇〇区〇●1丁1番1号	○○● ●□	1/2	06-1111-1111	<input type="checkbox"/> 交付希望	
				<input type="checkbox"/> 希望	
				<input type="checkbox"/> 望	
持分割合の合計が「1」 になるよう記載してください。					
				適格請求書の交付を希望される場合は、チェックを入れてください。 なお、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がない場合、上記 □内にチェックを入れても適格請求書の交付はできません。	
				<input type="checkbox"/> 交付希望	
				<input type="checkbox"/> 交付希望	
				<input type="checkbox"/> 交付希望	

- * 1 共同入札代表者の方を最も上に記載してください。
- * 2 共同入札者各人の住所および氏名または名称を連署した上、各人の持分を記載してください。
- * 3 共同入札者全員の「持分割合」の合計を「1」にしてください。
- * 4 共同入札者全員分の委任状を提出してください。
- * 5 公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がない場合、
交付希望の欄内にチェックを入れても適格請求書の交付はできません。
- * 6 紙面不足のときは追加してください。

5 公売保証金振込通知書兼還付請求書

(振込専用)

公売保証金振込通知書兼還付請求書

大阪市長 宛	令和〇年〇月〇日										
次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、金融機関への振込みにより納付しました。 なお、売却決定日に私(公売保証金振込者)に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金は売却代金に充ててください。											
売却区分番号	12-3	保証金額	億 ¥ 1 0	千万 0 0	百万 0 0	十万 0 0	万 0 0	千 0 0	百 0 0	十 0 0	円
公売保証金振込者名	住所又は所在地	〒 530-8201 大阪市北区中之島1-3-20									
①公売保証金の振込者タヒト 札者又は買受申込者	フリガナ 名称	オオサカ タロウ 大阪 太郎									
売却区分番号の数字は、 アラビア数字で明確に記載 してください。		買受申込者と同一でな ければなりません。									
公売保証金の返還事由	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座への振込みによる払渡しを請求いたします。 なお、公売保証金が入札終了日に遅れて返還されることについて異議はありません。										
公売保証金の返還事由	フリガナ 口座名義	オオサカ タロウ 大阪 太郎									
右づめで記入してください。	名	OO	銀行組合	OO	本店・本所						
入札者又は買受申込者の 口座を記載してください。	預貯金の種別	金庫・農協・漁協	普通	当座・貯蔵・通知・別段	支店・支所						
入札者又は買受申込者の 口座を記載してください。	口座番号	1 2 3 4 5 6	該当事項を〇で囲んでください。								
金融機関の証明書											
公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ事実がわかるもの(「振込金受取書」等)を、ここに貼り付けて提出して ください。 また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いないようにお願いします。											

公売保証金の振込みについての注意事項

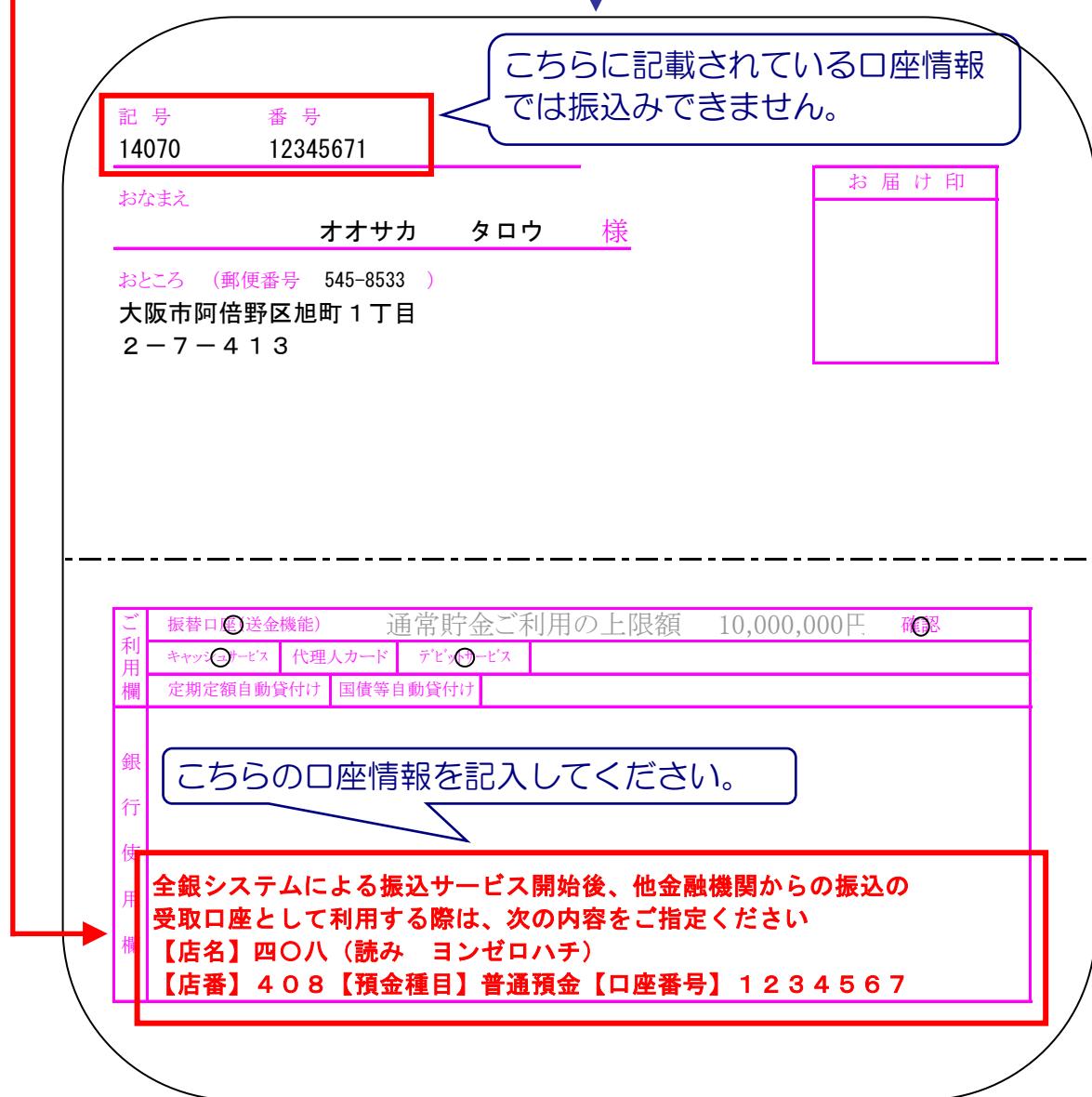
- 1 公売保証金振込通知書兼還付請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込が無効となります。
- 3 公売保証金は、公売保証金納付期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
※ 公売保証金納付期限までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、
振込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、必ず市税事務所等にご連絡いただき、
改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、本市へ誤って振り込まれた公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された
金融機関の口座への振込みにより返還します。
※ 公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を
誤りないように記載してください。
※ 一部のインターネット専用銀行については、公売保証金返還に振込ができませんので、振込みの可否について、
あらかじめご利用のインターネット専用銀行にご確認ください。
- 6 公売保証金の振込先は、売却区分に対応する市税事務所等にお問い合わせください。
- 7 公売保証金振込通知書兼還付請求書に記入した口座の通帳の写し等(金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるもの)を添付してください。

5 公売保証金振込通知書兼還付請求書

*ゆうちょ銀行（郵便局）口座への振込みを指定される場合

振込用の口座情報を記入してください。

通帳の表紙を開いた図



*振込用口座について

ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口に通帳を持参すると記載してもらえます。

また、ゆうちょ銀行のホームページでもご確認できます。

6 「委任状」

委 任 状

令和〇年〇月〇日

代 理 人

(住 所) △△市〇〇区〇●1丁目10番30号

(氏 名) □□ ●〇〇

(生年月日) 昭和 ● 年 △ 月 □ 日 (電話番号) 06-0000-0000

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 次の公売財産の入札手続きに関する権限

なるべく具体的に記載してください。

大阪市公告第〇号 売却区分番号〇〇-〇に係る公売財産

2 公売保証金の納付、充当の申出及び返還に関する請求手続きに係る権限

3 買受代金の納付に関する一切の権限

4 権利移転に関する必要書類の提出に関する権限

5 上記に付帯する一切の権限

委 任 者

(住 所) △△市〇〇区〇●1丁目1番1号

(氏 名) 〇〇● ●□

(生年月日) 昭和 ▲ 年 ● 月 ◆ 日 (電話番号) 090-0000-0000

<注意事項>

- この委任状は委任者ご本人が自署してください。(個人の場合は、委任者の押印は不要です。)
なお、法人の場合、委任者の氏名(会社名及び代表者名等)は記名(ゴム印等)でも差し支え
ありませんが、押印は必要になりますので、必ず登録してある代表者印を押印してください。
- 法人の場合は、氏名欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。
- 委任者が個人の場合は本人確認書類の写し、法人の場合は商業・法人登記事項証明書
(代表者事項証明書を含む)の写し及び代表者の本人確認書類の写しをあわせて提出してください。
- 代理人の本人確認書類の写しをあわせてご提出ください。

6 「委任状（共同入札用）」

委 任 状

令和〇年〇月〇日

代 理 人

(住 所) △△市〇〇区〇●1丁目10番30号
(氏 名) □□ ●〇〇
(生年月日) 昭和 ● 年 △ 月 □ 日 (電話番号) 06-0000-0000

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 次の公売財産の入札手続きに関する権限

なるべく具体的に記載してください。

大阪市公告第〇号 売却区分番号〇〇-〇に係る公売財産

2 公売保証金の納付、充当の申出及び返還に関する請求手続きに係る権限

3 買受代金の納付に関する一切の権限

4 権利移転に関する必要書類の提出に関する権限

5 上記に付帯する一切の権限

委 任 者

(住 所) △△市〇〇区〇●1丁目1番1号
(氏 名) 〇〇● ●□
(生年月日) 昭和 ▲ 年 ● 月 ◆ 日 (電話番号) 090-0000-0000

(持分 1/2)

<注意事項>

- この委任状は委任者ご本人が自署してください。(個人)
なお、法人の場合、委任者の氏名(会社名及び代表者
ありませんが、押印は必要になりますので、必ず登録してある代表者印を押印してください。
- 法人の場合は、氏名欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。
- 委任者が個人の場合は本人確認書類の写し、法人の場合は商業・法人登記事項証明書
(代表者事項証明書を含む)の写し及び代表者の本人確認書類の写しをあわせて提出してください。
- 代理人の本人確認書類の写しをあわせてご提出ください。

持分割合を記載してください。す。)

支え

7 陳述書(入札者等が個人の場合)

大阪市長様

公告番号の数字はアラビア数字で明確に記載してください。		(個人用)																
陳述書作成日	令和 ● 年 ● 月 ● 日																	
公告番号	大阪市公告第●●号	売却区分番号 ●●-●●																
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。																		
<table border="1"> <tr> <td>暴力団員等ではないことの陳述</td> <td colspan="2">る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</td> </tr> <tr> <td>第12条第6項 2 虚偽の陳述 (地方税法 境譲与税)</td> <td colspan="2">「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」とことの陳述</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陳述</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 私は暴力団員等ではありません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 私は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要</td> </tr> </table>			暴力団員等ではないことの陳述	る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）		第12条第6項 2 虚偽の陳述 (地方税法 境譲与税)	「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」とことの陳述		陳述	<input checked="" type="checkbox"/> 私は暴力団員等ではありません。		<input checked="" type="checkbox"/> 私は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。		<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要		
暴力団員等ではないことの陳述	る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）																	
第12条第6項 2 虚偽の陳述 (地方税法 境譲与税)	「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」とことの陳述																	
陳述	<input checked="" type="checkbox"/> 私は暴力団員等ではありません。																	
	<input checked="" type="checkbox"/> 私は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。																	
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。																	
「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要																		
入札者等																		
住所	〒 ●●●-●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号																	
フリガナ	□□ □□																	
氏名	▲▲ ■■																	
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性																
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦																	
●● 年 ● 月 ●● 日																		

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、入札者等に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、個人（法定代理人用）の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等をすることができません。
- 6 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 7 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 8 「自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

7 陳述書(入札者等が法人の場合)

大阪市長様

		公告番号の数字はアラビア数字で明確に記載してください。		人の代表者用)	
陳述書作成日		令和 ● 年 ● 月 ● 日	売却区分番号の数字はアラビア数字で明確に記載してください。		
公告番号	大阪市公告第●●号		売却区分番号	●●-●●	
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。					
暴力団員等ではないことの陳述			による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）		
第2条第6項 2 虚偽の陳述（地方税法、境譲与税に関するもの）			「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」との陳述		
陳述	<input checked="" type="checkbox"/>	当法人は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	当法人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等をする者ではありません。			
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
「自己の計算において入札等をさせようとする者」がない場合はチェック不要					
入札者等					
法人の所在地	〒 ●●●-●●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号				
法人の名称	株式会社◆◆◆◆◆◆				
フリガナ	□□ □□				
代表者氏名	代表取締役 ▲▲ ■■				
役員	別紙「入札者等（法人）の役員に関する事項」のとおり				

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等をすることができません。
- 6 陳述書（法人の代表者用）別紙「入札者等（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 8 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 9 「自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

【記載例】入札者等が法人の場合

入札者等（法人）の役員に関する事項		
1 ✓代表者	住所	〒 ●●●-●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 西暦
2	住所	〒 ●●●-●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住所	〒 ●●● - ●●● 大阪市北区中之島●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 入札者等が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む。）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

7 陳述書(入札者等が個人(法定代理人)の場合)

大阪市長

公告番号の数字はアラビア数字で明確に記載してください。

(法定代理人) 用)

陳述書作成日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	売却区分番号の数字はアラビア数字で明確に記載してください。
公告番号	大阪市公告第●●号	売却区分番号

陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。

暴力団員等ではないことの陳述		る不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第6項 2 虚偽の陳述(地方税滞納・境譲与税)		
「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」とことの陳述		
陳述	<input checked="" type="checkbox"/>	本人は暴力団員等ではありません。
	<input checked="" type="checkbox"/>	本人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がない場合はチェック不要

入札者等

本人	住所	〒 ●●●-●●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
代理人	氏名	▲▲ ■■

住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。

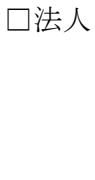
※その他ご注意いただきたいこと

- 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 本用紙は、入札者等が個人の場合で、入札者等に法定代理人(未成年者の親権者など)がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法令代理人全員の記名が必要です。
- 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 陳述書は、本人の氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)並びに代理権を証する文書を添付して、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等をすることができません。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

7 陳述書 別紙（入札者等が自己の計算において入札等をさせようとする者が個人の場合）

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項		
<input checked="" type="checkbox"/> 個人 	住所	〒 ●●●-●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 ●● 年 ● 月 ●● 日
「自己の計算において入札等をさせようとする者」が個人の場合、チェックをいれてください。		
<input type="checkbox"/> 法人 	名称	
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
- 3 （個人の場合）氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。
 （法人の場合）名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。
 記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 4 自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 5 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

7 陳述書 別紙（入札者等が自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合）

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項			
□個人	住所	〒 -	
	フリガナ		
	氏名		
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
<input checked="" type="checkbox"/> 「自己の計算において入札等をさせようとする者」が法人の場合、チェックをいれてください。		月	法人の所在地・名称については、それらを証明する文書(商業登記簿等)のとおり記載してください。
法人	法人の所在地	〒 ●●●-●●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号	
	名称	株式会社◆◆◆◆◆◆	
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり	

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
- 3 （個人の場合）氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。
(法人の場合) 名称及び所在地は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 4 自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 5 提出後の本書面及び添付書類の訂正や追完はできません。

7 陳述書 別紙（入札者等が自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合）

(別紙) ※該当する□にチェック【記載例】自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項

1 ✓代表者	住所	〒 ●●●-●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
代表者の場合、チェックを入れてください。		個人の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。 なお、住民票等の添付は必要ありません。
2	日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所	〒 ●●●-●●● △△市○○区◇◇●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 西暦	
3	住所	〒 ●●● - ●●● 大阪市北区中之島●丁目●番●号
	フリガナ	□□ □□
	氏名	▲▲ ■■
	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●● 年 ● 月 ●● 日 <input type="checkbox"/> 西暦	
4	住所	〒 -
	フリガナ	
	氏名	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦	

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合、入札等が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

公売財産の明細

公 告 番 号	第 71 号	売却区分 番 号	41-1	見積価額 公売保証金	2,550,000円 300,000円
財産の表示	<p>1 (土地の表示)</p> <p>【所 在】大阪市淀川区木川西一丁目 【地 番】16番65 【地 目】宅地 【地 積】62.77m²</p> <p>2 (主である建物の表示)</p> <p>【所 在】大阪市淀川区木川西一丁目 16番地65 【家 屋 番 号】16番65 【種 類】居宅 【構 造】木造瓦葺2階建 【床 面 積】1階 42.41m² 2階 38.52m²</p>				
	(以上、登記簿による表示)				
公法上の規制 ・ 接道状況 (道路の幅員等の個別的な要素を考慮しない一般的な規制)	<p>都市計画区分：市街化区域 用途地域：第2種中高層住居専用地域 建ぺい率 60%、容積率 300% 防火規制：準防火地域 その他の規制：宅地造成等工事規制区域 公売財産1は、敷地の東側で幅員約2.73mの私道（建築基準法第42条第2項道路）、西側で幅員約2.5mの通路（建築基準法上の道路ではない）にそれぞれ概ね等高に接面している。 規制に関する詳細については、「大阪市計画調整局 計画部 都市計画課」（TEL 06-6208-7891）へ問い合わせること。</p>				
地盤・地勢	<p>公売財産1は、間口約3.95m、奥行約15.9m（私道・通路負担部分を含む）、概ね長方形であり、概ね平坦地である。 建替えの際は、東側道路中心線から2mのセットバックを要する。</p>				
使用状況等	<p>公売財産1は、公売財産2の敷地として利用されている。 公売財産1は、東側の一部が私道として使用されており、西側の一部が通路として使用されている。 公売財産2は、登記簿の表示によると昭和58年5月建築である。 公売財産2は、令和7年5月8日現在、使用状況は不明であるが、内部には多数の動産がある。</p>				

特記事項	<p>国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。</p> <p>公売財産2は、南側の隣接する住戸と壁が接しているため、対象建物の建替え（切り離し）等に当たっては、隣接建物所有者等の同意を得る必要がある。</p> <p>また、目視による現況調査で、主に1階天井板の剥がれ、屋根（押入上部）の破損、内装等の腐食、ベランダ屋根や雨樋の破損等があるほか、建物内に雨漏り跡があることを確認している。</p> <p>公売財産2が接する東側の私道及び西側の通路の水道工事等掘削工事を行う際には、あらかじめ、その目的、場所及び方法を各土地所有者に通知する必要がある。</p> <p>境界は、隣接地所有者と協議すること。</p> <p>公売財産内の動産の処理については、買受人自身が動産所有者と協議すること。なお、動産所有者の連絡先等は不明である。</p> <p>電気、都市ガス、公共上下水道については、整備済みである。</p> <p>土壤汚染・アスベスト等に関する専門的な調査は行っていない。</p>
住居表示	大阪市淀川区木川西1丁目12番31号
最寄駅等	阪急各線「十三」駅から東へ約700m（徒歩約9分） Osaka Metro(大阪メトロ)御堂筋線「西中島南方」駅から南西へ約1.1km（徒歩約14分）

公売物件に関するお問い合わせ先

大阪市北区梅田1丁目2番2号 大阪駅前第2ビル7階

大阪市財政局梅田市税事務所 収納対策担当

TEL 06-4797-2914 担当：細川・吉村・村田

売却区分番号 41-1

所在図

4+



公売財産

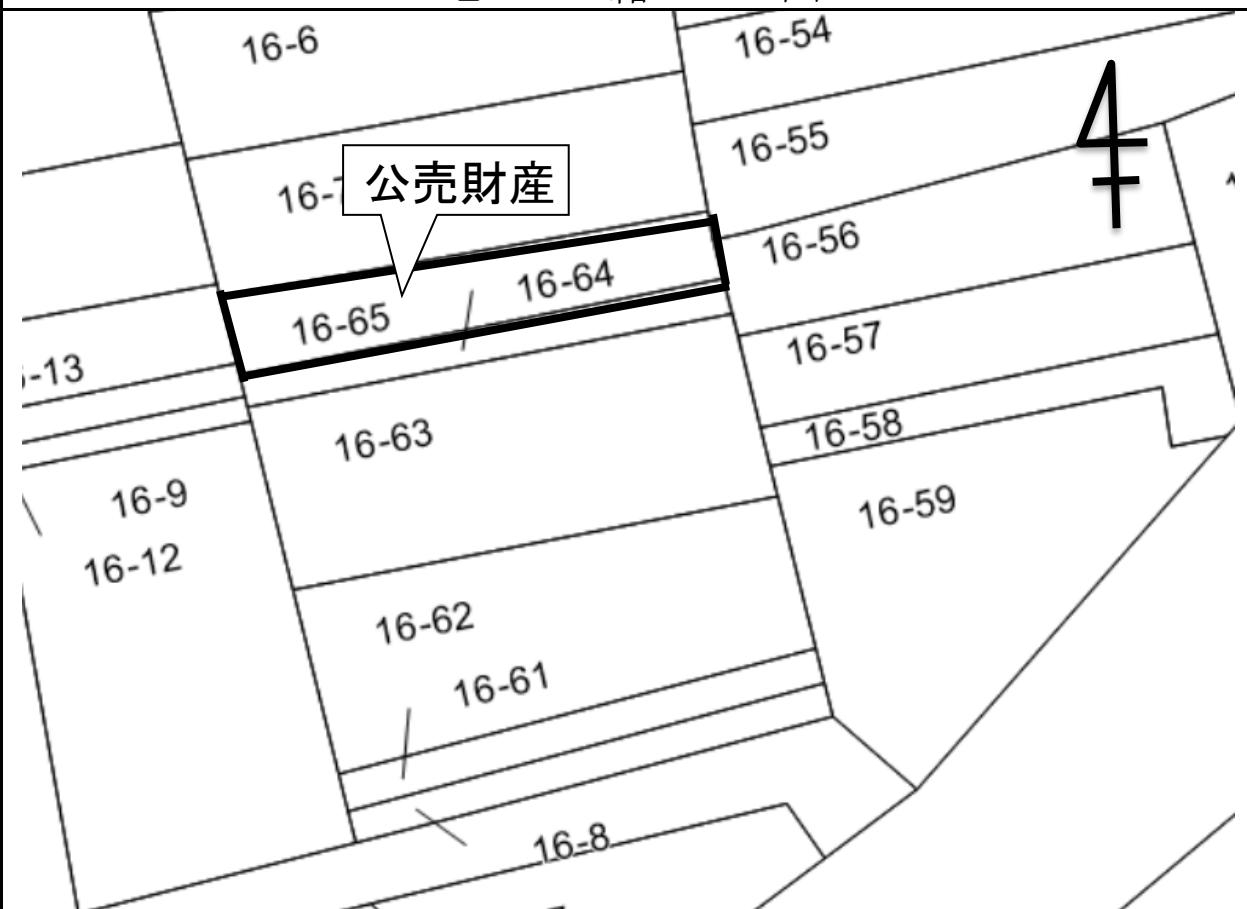
所在図

4+



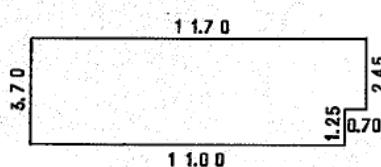
売却区分番号 41-1

地籍図



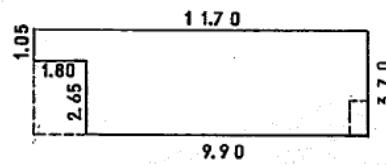
各階平面図

1階

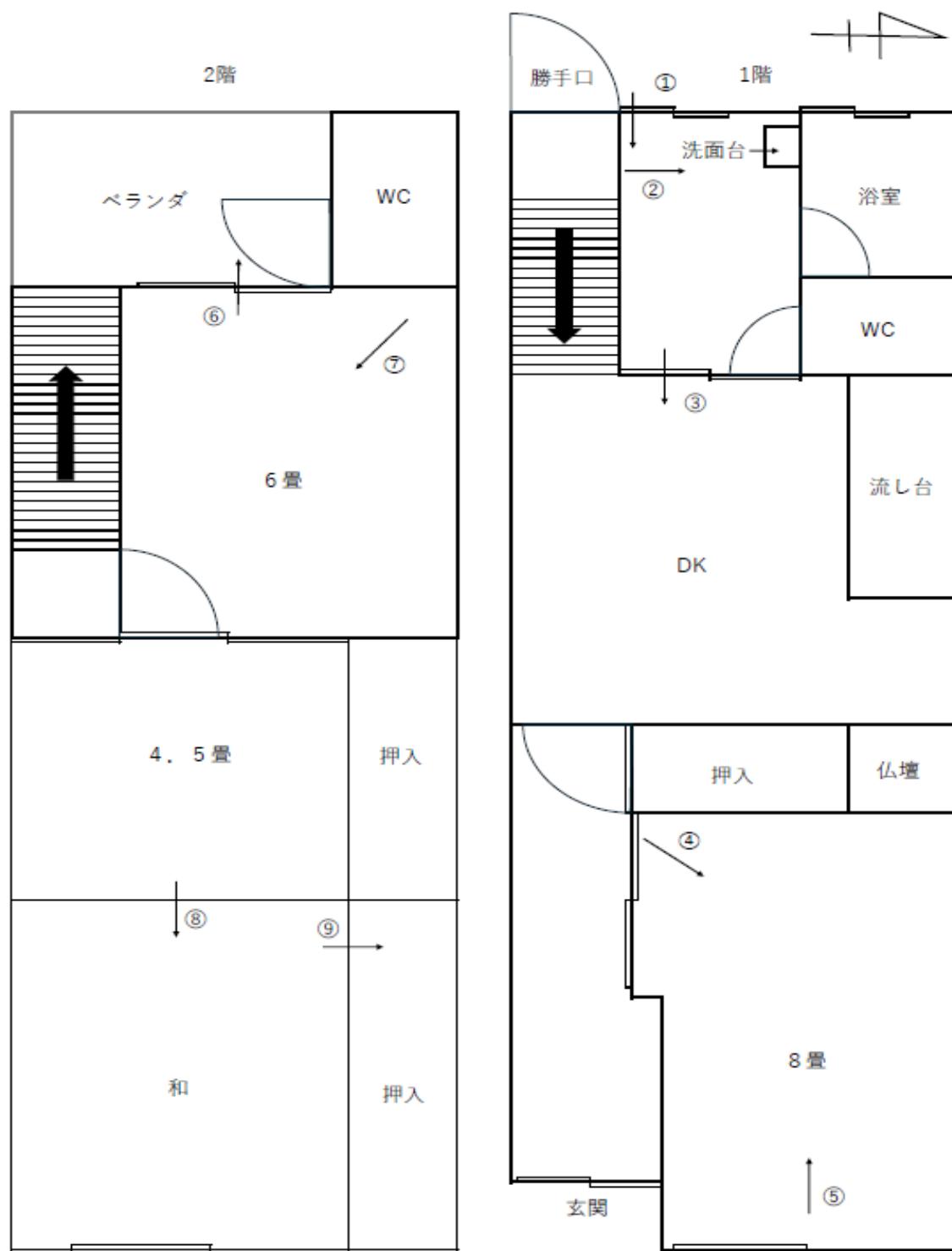


4+

2階



間 取 図



※この間取り図については本市職員が作成しているため、現況と異なる場合がある
※数字は、別掲①～⑨のおおよその撮影位置及び方向を示している

売却区分番号 41-1

写 真

南東側から撮影



南西側から撮影

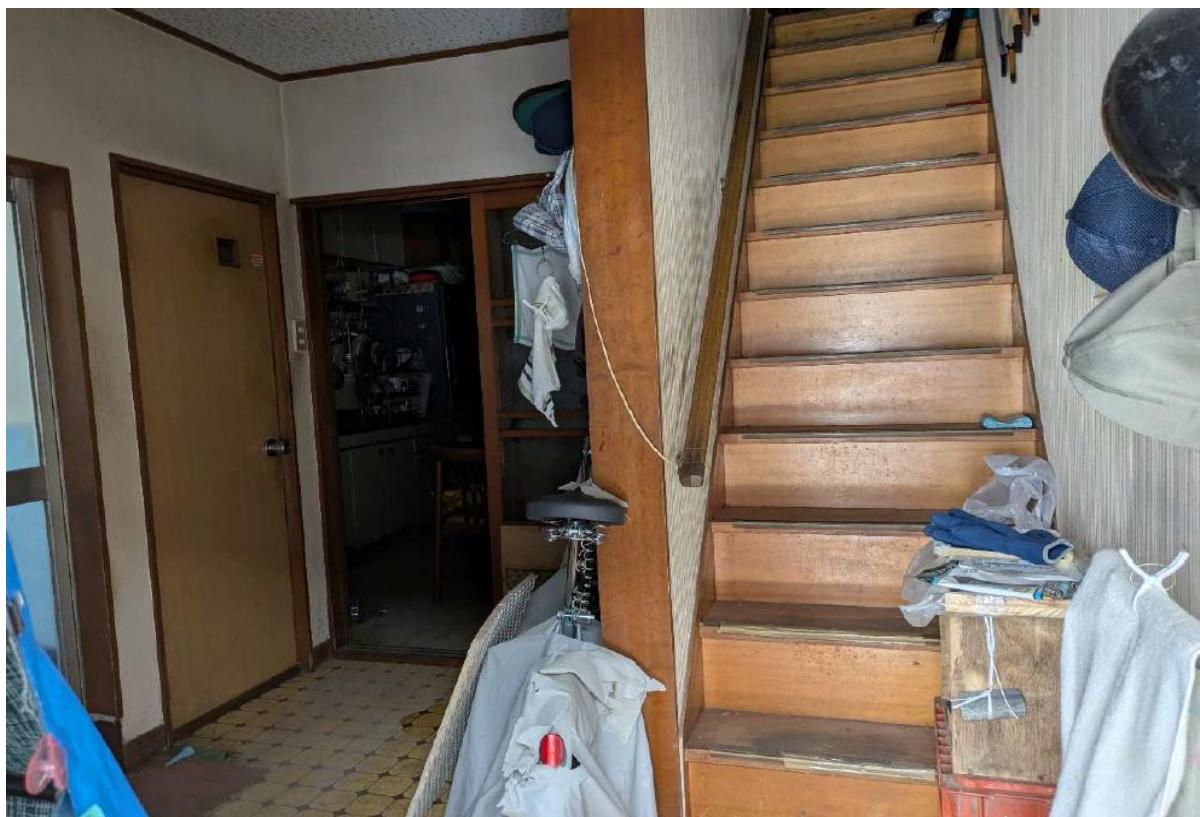


※写真内の囲み線は、公売財産のおおよその範囲を示したものであり、
実際の境界線ではない

売却区分番号 41-1

写 真

① 1階 勝手口より撮影



② 1階 洗面台付近



売却区分番号 41-1

写 真

③ 1階 台所



④ 1階奥 和室
天井板の剥がれ



売却区分番号 41-1

写 真

⑤ 1階奥 和室 天井板の剥がれ 拡大



⑥ 2階 ベランダ



壳却区分番号 41-1

写 真

⑦ 2階 洋室



⑧ 2階奥 和室 雨漏り箇所



売却区分番号 41-1

写 真

⑨ 2階奥和室 押入上部 屋根の破損部



公 売 情 報

公売情報は、大阪市メールマガジンでも配信します！

えとせとら

大阪市財政局では、差押財産の公売情報をお届けするためにメールマガジンを配信しています。ぜひご利用ください。

●登録方法●

下のアドレスあてに空メールを送ります→「空メール登録メール」が返信されます→「空メール登録メール」に記載のURLをクリックします→パスワードを設定し「差押財産の公売情報」を選択→「確認」ボタンを押します→「登録」ボタンを押しますと完了です。

■空メール送信アドレス

osaka.entry5@mmag.city.osaka.lg.jp

バーコードリーダーの機能がある携帯電話をお持ちの方は、右の二次元コードを読み取って空メールを送信することもできます。



公売Q & A

Q. 落札（最高価申込者決定）後、公売財産の売却決定（権利移転）はいつ？

A. 第百六条の二（調査の嘱託）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日です（国税徴収法第113条）。
売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。
ただし、納付前に滞納者が滞納税額等を完納した時は、売却決定は取り消されます（国税徴収法第117条）。

Q. 「公売場所への入場、入札等を制限されている者」って？

A. 滞納者及び税務職員は買受人になれません（国税徴収法第92条）。
また、入場または入札を制限される者（国税徴収法第108条）は、次のとおりです。
(1) 公売への参加や入札等を妨害（威力妨害や暴行等）した者
(2) 価額を引き下げるため、不正に連合した者
(3) 偽りの名義で買受申込みをした者
(4) 正当な理由がなく買受代金を納付しない者
(5) 故意に公売財産を損傷した者
(6) その他公売等の実施を妨害した者
(7) 参加制限の対象となる事実のあった後2年を経過しない者
(8) 参加制限の対象となる行為者の使用者